

○浜田市海外友好都市等交流推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、浜田市と友好交流協定を締結している海外都市又は市内に所在する団体と継続して交流を実施している海外都市（以下「海外友好都市等」という。）と交流事業等を行う団体に対して、その事業に要する費用の一部を補助することにより、市民が主体となる国際交流事業の活性化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、市内に所在する団体（政治団体又は宗教団体を除く。）が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 市民の友好親善又は国際協力を促進することを目的として実施される海外友好都市等との相互交流事業
- (2) 市民を対象とした海外友好都市等の啓発事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 公用、社用等の任務として行う事業
- (3) 観光を主たる内容とする事業
- (4) 飲食を主たる内容とする事業
- (5) 他の同種の補助金等の交付を受けて行う事業

（補助金額等）

第3条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、海外友好都市等交流推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、1年度当たり2回を限りすることができる。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、海外友好都市等交流推進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第6条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、海外友好都市等交流推進事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに海外友好都市等交流推進事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書

（2） 収支決算書

（3） 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等

（4） その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海外友好都市等交流推進事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、海外友好都市等交流推進事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
相互交流事業 （訪問事業及び 受入事業）	事業に要する 経費	補助対象経費相 当額（補助金額 に1,000円未満 の端数が生じた ときは、これを 切り捨てた額）	補助対象経費の3分 の2以内の額。ただ し、参加者1人当た り6万円、1事業当た り30万円を限度と する。
啓発事業	事業に要する 経費		補助対象経費の3分 の2以内の額。ただ し、1事業当たり20 万円を限度とする。
その他	市長が必要と 認める経費		1事業当たり20万円

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

- （1） 飲食費（相互交流事業に伴うもの及び食材料費を除く。）
- （2） 事務局の管理経費
- （3） 備品等の購入費